

社会福祉法人友朋会
りつりん館アドバンス

重要事項説明書
(ケアハウス)

(利用者) _____ 様

1. 経営法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 友朋会
- (2) 所在地 〒790-0912 愛媛県松山市畑寺町丙 1 番地 2
- (3) 連絡先 電話：089-931-8080 FAX：089-931-8000
- (4) 代表者名 理事長 栗林雄司

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 ケアハウスりつりん館アドバンス
- (2) 所在地 〒790-0912 愛媛県松山市畑寺町丙 1 番地 2
- (3) 連絡先 電話：089-931-8080 FAX：089-931-8000
- (4) 管理者名 施設長 天野美穂

3. 入居定員 30 名 (1 人部屋 26 室／夫婦部屋 2 室)

4. 事業目的

ケアハウスは、一人暮らしや夫婦の高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮されています。

5. 運営方針

利用者の自立を支援するとともに尊厳と人間性を尊重し、心豊かで生きがいのある日常生活の保持を目指し、良質なサービスの提供と福祉文化の推進に努めます。

6. 職員の配置状況

施設長	1 名	8：30～17：30(月～金)
生活相談員	1 名	9：00～18：00(週 5 日・シフト制)
介護員	1 名	9：00～18：00(週 5 日・シフト制)
事務員	1 名	8：30～17：30(月～金)

7. 施設サービスの概要

(1) 食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

朝食	7：30～
昼食	12：00～
おやつ	15：00～
夕食	18：00～

(2)健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

(3)相談援助

利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

8. 協力医療機関

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人友朋会 栗林病院
所在地	松山市溝辺町甲 331 番地
診療科	内科・整形外科・循環器科
連絡先	Tel:089-977-3311 Fax:089-977-6973

料金：費用負担に関しては、医療保険に準ずる。

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	是沢歯科
所在地	松山市畑寺 4 丁目 11-32
連絡先	Tel:089-976-1148 Fax:089-976-1159

料金：費用負担に関しては、医療保険に準ずる。

9. 利用料金

(1)利用料一覧表（別表参照）

※11月から3月まで冬季加算費として一人月額2170円加算します。

※光熱費・電話代等は、別途実費を徴収します。

※希望者のみ、一日60円でのシーツのレンタルをしています。

※事務所にて、日用品（トイレットペーパー340円、ティッシュペーパー320円）を販売しています。

(ア) 別表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

(イ) 本人からのサービス提供に要する費用徴収額(月額)は前項表により求めた額とします。

(ウ) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。ただし、この額が150万円以下(夫婦で300万円以下)に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、前項表の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

(エ) 入居後やむを得ない理由で夫婦部屋を1人で利用される場合には、1人分の利用料金に追加居住費34,000円を加算し請求させていただきます。

(2) 支払方法

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、当月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

1. 窓口での現金支払い
2. 指定口座への振り込み 伊予銀行 大街道支店 普通預金 1747115

10. 体験入居について

希望者は空き部屋があれば体験入所することができます。(体験期間は自由です)

1泊	3,000円
朝食	350円
昼食	550円
おやつ	86円
夕食	550円

11. 契約の終了について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。

- ①事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ②施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ③契約者から退居の申し出があった場合。(詳細は以下をご参照ください。)
- ④事業者から退居の申し出を行った場合。(詳細は以下をご参照ください。)

(1) ご契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①施設サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご契約者が入院された場合。
- ③事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく、本契約に定める施設サービスを実施しない場合。
- ④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従業者の故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2)施設からの申出により退居していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ①利用者の条件に関して虚偽の届出を行って入居した場合。
- ②利用料を支払わない場合。
- ③サービスの提供に要する費用の減額の申請にあたって虚偽の申し出を行った場合。
- ④甲の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復をしない場合。
- ⑤特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態にもかかわらず、必要な介護等を受けることができない場合。
- ⑥金銭の管理、各種サービスの利用について自分(配偶者を含む)で判断ができなくなった場合。
- ⑦その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかける場合。

① 3ヶ月以内の短期入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、短期入院の期間内は「サービスの提供に要する費用」「居住に要する費用」をご負担いただきます。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

※円滑な退居のための援助

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は他入所施設の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

12. 非常災害対策

当施設では、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

13. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族へ連絡するとともに、主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います

15. 損害賠償

- (1)当施設は、当該サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償するものとします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は責任を負いかねます。
- (2)利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及びその身元引受人は連帯してその損害を賠償するものとします。

17. 個人情報保護

当施設及び職員は、業務上知りえた利用者又はご家族の秘密を遵守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

18. 苦情の受付について

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

施設長：天野美穂 担当：光田真歩

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30

○連絡先

TEL：089-931-8080

(2)行政機関その他苦情受付機関

連絡先	電話番号
松山市役所高齢福祉課	948-6414
愛媛県国民健康保険団体連合会	968-8800
救ピット委員会 (愛媛県運営適正化委員会 苦情解決部会)	998-3477
第三者委員会 石岡佳子氏	914-0689
第三者委員会 上野久子氏	934-8537

19. 利用についての留意事項

1. 来訪・面会

夜 21:00～早朝 4:30 までは防犯上基本的に面会を受け付けておりません。必要な場合は事前に施設長の許可を得てください。

2. 外出・外泊

外出または外泊する場合は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時及び食事の有無を届け出てください。

3. 迷惑行為等

①喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等の他人に迷惑をかけること。

②宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

③指定した場所以外で火気を用いること。

④施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

4. 動物飼育 動物の飼育は、保健衛生上禁止しております。

施設サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、
交付しました。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 : 愛媛県松山市畑寺町丙1番地2
事業者名 : ケアハウスりつりん館アドバンス

管理者名 : 印

説明者 : 印

【利用者】

住所 :

氏名 : 印

【身元保証人】

住所 :

氏名 : 印

続柄 :